を「第十八条の二十の二」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第十一号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第十三号」に改め、「登録等」の下に「、同法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、同法第十八条の二十の四第二項の規定によるデータベースへの記録等」を加え、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十六号」に改め、「命令」の下に「、指定都市が行う同法第六条の三第十五項に規定する親子再統合支援事業（第八項及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号において「親子再統合支援事業」という。）、同法第六条の三第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業（第八項及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号において「社会的養護自立支援拠点事業」という。）又は同法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業（第八項及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号において「意見表明等支援事業」という。）に係る同法第三十四条の七の三の規定による質問等及び同法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業（第八項及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十七号において「妊産婦等生活援助事業」という。）に係る同法第三十四条の七の六の規定による質問等及び同法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令」を加え、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十三号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十九号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第三十五号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第四十一号」に、「第五十九条の四第四項」に改め、同条第七項中「第二十六条第一項第二号」を「第二十四条の十九第四項中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第二十六条第一項第二号」に改め、「都道府県を除く。）」と」の下に「、同法第三十四条の七の二第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の七の三第一項及び第三十四条の七の四中「行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、同条第八項中「命令に関する規定」の下に「、同法第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の七の六第一項の規定による妊産婦等生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の七の規定による妊産婦等生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を加える。

第百七十四条の四十九の二第一項第三十八号を同項第四十四号とし、同項中第三十六号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　中核市が行う妊産婦等生活援助事業に係る児童福祉法第三十四条の七の六の規定による質問等及び同法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項中第二十号を第二十五号とし、第十九号を第二十四号とし、第十八号を第二十三号とし、第十七号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　児童福祉法第三十三条の六の二の規定による措置、同法第三十三条の六の三の規定による利用の勧奨、同法第三十四条の七の二第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の実施、同条第二項から第四項までの規定による届出、同法第三十四条の七の三の規定による質問等及び同法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項第十六号中「第三十一条まで」の下に「、第三十一条の二第一項、第二項及び第四項」を加え、「第七項及び第九項」を「第九項及び第十一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十五号を第十九号とし、第十二号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「第十八条の二十」を「第十八条の二十の二」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四　児童福祉法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理に関する事務

十五　児童福祉法第十八条の二十の四第二項の規定によるデータベースへの記録等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　児童福祉法第十二条の四第二項の規定による条例の制定に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法第六条の三第一項第二号及び児童福祉法施行令第一条の二第二項第二号の規定による認定に関する事務

第百七十四条の四十九の二第二項中「都道府県を除く。）」と」の下に「、同法第三十四条の七の五第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十四条の七の六第一項及び第三十四条の七の七中「行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、同条第三項中「命令に関する規定、同法」の下に「第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」を加え、「第百七十四条の四十九の二第一項第三十一号」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第三条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第四条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一⑺項ハ⑷中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項ハ⑸中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

一　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）第二条第九号

二　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）第七条第六項第九号

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「第十条の二第二項に規定するこども家庭センター（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業を行う施設に限る。）、児童福祉法」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。